

チェックリスト

番号	項 目	チェック
①	運行管理者選任事業所ではない ※ 運行管理者選任事業所は安全運転管理者選任の必要はないが、交通安全への取組のための自主的な選任は可能(その場合は、副安全運転管理者を選任する必要はない)	
②	車両台数に応じた安全運転管理者等が選任されている 【 一般事業所 】 ☐ 乗車定員 11 人以上の車 1 台…正 1 名 ☐ その他の車 5～19 台 … 正 1 名 ☐ 20～39 台 … 正 1 名、副 1 名 ☐ 40～59 台 … 正 1 名、副 2 名 ☐ 60～79 台 … 正 1 名、副 3 名 【 代行業 】 ☐ 1 ～9 台 … 正 1 名 ☐ 10～19 台 … 正 1 名、副 1 名 ☐ 20～29 台 … 正 1 名、副 2 名 ☐ 30～39 台 … 正 1 名、副 3 名 以後、20 台(代行業は 10 台)増えるごとに副安全運転管理者 1 名の選任が必要	
③	自動二輪車は 1 台を 0.5 台として計算してある	
④	選任者が正安全運転管理者の資格要件を満たしている ☐ 20 歳以上 ※副の選任を要する事業所は 30 歳以上 ☐ { 2 年以上の運転管理の実務経験がある(ア) これらと同等の能力があると公安委員会が認定したもの(イ)} ☐ 過去 2 年以内に公安委員会の解任命令を受けたことがない ☐ 過去 2 年以内に次の違反行為をしたことがない ・ ひき逃げ ・ 酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転(あおり運転) ・ 無免許運転にかかわる車両の提供・無免許運転への車両の同乗 ・ 酒酔い・酒気帯び運転にかかわった車両・酒類の提供やその車両への同乗 ・ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認 ・ 自動車使用制限命令違反	
⑤	安全運転管理者の資格要件に応じた必要書類がある ☐ 住民票の写し、運転免許証(両面)の写し又は個人番号カード(表面)の写し ☐ 運転記録証明書(3 年間) ☐ { 資格要件が(ア)の場合→自動車の運転管理経歴書 資格要件が(イ)の場合→安全運転管理者認定申請書	
⑥	※ 以下、使用する車両台数が 20 台以上(代行業は 10 台以上)の場合に確認 選任者が副安全運転管理者の資格要件を満たしている ☐ 20 歳以上 ☐ { 1 年以上の運転管理の実務経験がある(ウ) 3 年以上の運転経験を有するもの(エ) これらと同等以上の能力があると公安委員会が認定したもの(オ)} ☐ 過去 2 年以内に公安委員会の解任命令を受けたことがない ☐ 過去 2 年以内に上記の違反行為をしたことがない	
⑦	副安全運転管理者の資格要件に応じた必要書類がある ☐ 住民票の写し、運転免許証(両面)のコピー又はマイナ免許証に記録された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面(※) ☐ 運転記録証明書(3 年間) ☐ { 資格要件が(ウ)の場合→自動車の運転管理経歴書 (エ)の場合→運転免許証(両面)のコピー又はマイナ免許証に記録された運転免許に関する電磁的記録情報を確認できる書面 (※添付していれば不要) (オ)の場合→副安全運転管理者認定申請書	

